

入 札 説 明 書

件 名

仙台市立病院カーテン等賃貸借

仙 台 市 立 病 院

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第 372号）、仙台市市立病院契約規程（平成元年仙台市病院規程第20号。以下「規程」という。）、仙台市市立病院の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年仙台市病院規程第15号。以下「特例規程」という。）、仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本院が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名及び数量
 - (2) 調達物品の特質等
 - (3) 納入場所
 - (4) 賃貸借期限
- } 別記の 1

2 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本院の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における平成29・30・31年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。（別記の 3により申請した者も含む。）
- (2) 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（平成18年12月28日管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 別記の 2に該当すること。（別記の 3により申請した者も含む。）

3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、別添一般競争入札参加申請書に別記の 9に示した書類等を添付し、別記の 5に示した日時までに仙台市立病院経営管理部財務課に直接又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

なお、「応札物品申請書件承認書」（別紙様式 1）については、令和元年11月8日(金)までに契約担当課に提出し、担当課の承認を受けた上で、提出すること。

4 仕様書についての質問及び回答

- (1) 競争入札参加希望者は、当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、別添質疑応答書を用い、別記の 6 (1)に定めるところにより、関係職員に説明を求めることができる。

- (2) 質問に対する回答は、別記の6(2)に示した期限までに、本院のホームページへの掲載及び仙台市立病院経営管理部財務課内に掲示することで行う。
- 5 競争入札参加資格の審査結果
上記2に掲げる審査結果については、別記の7に示した期限までに通知する。
- 6 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 7 入札及び開札
- (1) 入札及び開札の日時・場所は、別記の8(2)に定める。
- (2) 郵便（配達証明付き書留郵便に限る。）による入札を行う場合の受領期間及びあて先は、別記の8(2)※に定める。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書案及び規程を熟知の上、入札をしなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証ですべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (9) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (10) 入札参加者又はその代理人は、本院様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
ア 供給物品名（件名） **「仙台市立病院カーテン等賃貸借」 一式**
イ 入札金額
ウ 入札参加者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (12) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、**入札金額は、日本国通貨による表示とし、1ヶ月当たりの賃貸料（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。**
- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札書及び積算内訳書を作成し、当該入札書及び積算内訳書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、そ

の名称又は商号)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便(書留郵便に限る。)により入札する場合については、二重封筒とし上記で示した入札書及び積算内訳書のほか、一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。ただし、郵便による入札は初度のみ認める。また、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

- (14) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、郵送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
- (15) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の **10%に相当する額を加算**した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、**契約希望金額の110分の100に相当する金額**を入札書に記載すること。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (17) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン(えんぴつは不可)を使用すること。
- (18) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本院の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。(ただし、入札金額の訂正は認めない。)
- (20) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (21) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (22) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (23) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (24) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

8 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 上記2に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第3項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 調達物品名(件名)及び入札金額のない入札書
- (4) 入札参加者の会社(商店)名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の会社(商店)名、入札者氏名(代理人の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 調達物品名(件名)に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書

- (10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- (5) 落札者が、規程第14条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

10 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札者に損害が発生しても、本院は賠償する責を負わない。

- (1) 「2 入札参加者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

11 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

12 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

13 契約保証金

契約保証金は免除する。

14 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日（その期間中に仙台市の休日を含める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うこと。ただし、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて本院が別に定めた期日までとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

15 支払いの条件

賃借料は、1ヶ月分を翌月請求により支払う。

16 契約条項

別紙契約書案、規程及び特例規程による。

17 その他必要な事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 上記2の(1)に掲げる競争入札参加資格の審査を受けていない者も上記3により申請書及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには、当該資格の審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名（件名）及び数量
仙台市立病院カーテン等賃貸借 一式
- (2) 調達物品の特質等
別記仕様書のとおり
- (3) 納入場所
仙台市立病院（仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号）
- (4) 賃貸借期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 資本金10,000,000円以上であること。
- (2) 仙台市競争入札参加の資格を有する者のうち申請種目を「室内装飾」、「その他賃貸」又は「クリーニング」で申請している者であること。
- (3) 日本国内において、平成27年4月1日以降に、一般病床数300床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）において、メンテナンス業務を含むカーテン賃貸借業務を1年を超えて継続して履行した実績があること。

3 本市の競争入札参加資格の決定を受けていないものの資格申請

入札に参加する者で、本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は、次のとおり当該資格申請をすることができる。

- (1) 受付期間 令和元年10月11日から令和元年10月31日 17時まで
- (2) 提出場所 仙台市財政局契約課（物品契約係）仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (3) 提出書類 本市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料
- (4) 提出方法 持参すること。

4 入札説明書等の公開期間、入手方法

- (1) 公開期間 令和元年10月11日から
- (2) 入手方法 仙台市立病院ホームページよりダウンロードすること。
<https://hospital.city.sendai.jp/keiyaku.html>

5 一般競争入札参加申請書及び添付書類の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 提出期間 令和元年10月11日から令和元年11月8日 17時まで
- (2) 提出場所 仙台市立病院経営管理部財務課契約会計係
仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号
- (3) 提出方法 持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

6 仕様書等についての質問及び回答

- (1) 質問書の提出期間・場所等（見積に必要な事項に限る。）
上記5の(1)の期間に5の(2)の場所に、持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

(2) 質問書に対する回答期限

令和元年11月18日

7 入札参加資格の審査結果通知期限

令和元年11月15日

8 入札及び開札

(1) 入札担当部局

(所在地) 仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号

(担当課) 仙台市立病院経営管理部財務課契約会計係

(調達責任者) 仙台市病院事業管理者 亀山 元信

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和元年11月29日 10時

イ 場所 仙台市立病院本院3階第1会議室

※ 郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 受領期間 令和元年11月15日から令和元年11月28日まで

(イ) 住所

(郵便番号) 982-8502

(所在地) 仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号

(担当課) 仙台市立病院経営管理部財務課契約会計係

9 その他

入札公告に示した特性等を有する物品を納入できることを証明するものとして、下記の書類を競争入札参加申請時に提出すること。

(1) 応札物品申請書兼承認書（別紙様式1）

① 令和元年11月8日（金）までに上記5(2)の場所に提出し、事前に担当課の承認を受けること。

② 例示品以外の物品で仕様を満たすものとして、当該物品による入札を希望する場合は、物品のメーカー・規格・性能等の詳細が分かるカタログ及び生地見本（20cm×20cm程度）等の資料を併せて提出すること。

(2) 業務実績証明書（別紙様式2）

留 意 事 項

※一般競争入札参加認定通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

○ 申請時の提出書類

| No | 項 目 |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 一般競争入札参加申請書 |
| 2 | 応札物品申請書兼承認書（別紙様式1） ※担当課の承認を受けたもの。 |
| 3 | 業務実績証明書（別紙様式2） |

○ 入札時の必要書類等

| No | 項 目 |
|----|---|
| 1 | 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可） |
| 2 | 身分を確認できるもの （免許証、パスポート、会社機関発行の写真入りの身分証明書等。 ただし、原本に限る。） |
| 3 | 委任状（代理人が入札する場合。本院様式に限る。） |
| 4 | 入札書（本院様式に限る。） |
| 5 | 入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。） |
| 6 | 再度入札等に使用する印 |

※身分確認の書類は、写真付名刺、健康保険証は不可。

契約番号 第.....号

賃貸借契約書

【頭書】

- 1 物件の名称 仙台市立病院カーテン等賃貸借
(物件の詳細は別紙仕様書のとおり)
- 2 賃貸借期間 令和2年4月 1日 から
(契約期間) 令和7年 3月31日 まで
- 3 設置場所 仙台市立病院(仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号)
- 4 物件納入期限 令和2年3月31日
- 5 賃借料 別記1のとおり
- 6 契約保証金 別記1のとおり

上記1の物件について、仙台市病院事業管理者を発注者（賃借人）、消費税及び地方消費税に係る

〔課免〕税業者_____を受注者（賃貸人）とし、

別紙賃貸借契約約款により賃貸借に関する契約を締結する。

令和 年 月 日

発注者（賃借人） 仙台市若林区清水小路3番地の1
仙 台 市
病院事業管理者 亀 山 元 信 印

受注者（賃貸人） 住 所
氏 名 印

【賃貸借契約約款】

（目的）

第1条 発注者は、受注者から別記2記載の物件（以下「物件」という。）を借入れ、受注者にその賃借料を支払うものとする。

（定義）

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

（契約期間）

第2条 物件の賃貸借期間（以下「契約期間」という。）は、頭書に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は別記1に定めるとおりとする。

（設置場所）

第4条 物件の設置場所は、頭書に定めるとおりとする。

（物件の納入期限）

第5条 受注者は頭書に定める物件納入期限までに、頭書に定める設置場所に物件を設置しなければならない。

（賃借料）

第6条 発注者は、別記1に従い、物件の賃借料を受注者に支払うものとする。

（賃借料の請求及び支払い）

第7条 賃借料の支払方法及び請求方法は別記1に定めるとおりとする。

- 2 発注者は、前項の規定に基づいて、請求書を受理した日から30日（請求書の内容の全部又は一部が不当であることにより返付した場合は、返付した日から是正された請求書を受理した日までの日数を除く。）以内にこれを支払うものとする。
- 3 発注者は、前項に規定する日までに賃借料を支払わない場合には、その翌日から支払いをする日までの日数について当該賃借料に遅延損害金約定利率の割合で算出した遅延利息を付して支払うものとする。

（物件の引き渡し）

第8条 受注者は、頭書に定める物件納入期限までに物件を、頭書に定める設置場所に設置し、発注者が使用できる状態に調整して発注者に引き渡すものとする。

（所有権の表示）

第9条 受注者は、物件に受注者の所有に属する旨の表示をすることができる。

（物件の管理）

第10条 発注者は、善良な管理者の注意をもって物件を使用しなければならない。

（点検及び秘密の保持）

第11条 受注者は、契約期間中頭書に定める設置場所に立ち入って点検できるものとし、発注者は、受注者の点検に協力するものとする。この場合において、受注者はその身分を証明する証票を携帯しなければならない。

- 2 受注者は、前項の立ち入りに際して知り得た発注者の業務上の秘密を漏らしてはならない。

（現状変更）

第12条 発注者は、物件を頭書に定める設置場所から移動したり他の物件を付着させ、又は一部を除く、若しくは取り替え等の現状の変更をする場合、事前に受注者から承認を得るものとする。

(保険)

第13条 受注者は、物件に対して、受注者の費用で動産総合保険を掛けるものとする。

(違約金)

第14条 受注者の責めに帰すべき事由により、頭書に定める物件納入期限までに物件を納入することができない場合には、発注者は受注者に対し賃借料の総額（契約期間内に支払われるべき賃借料の総額）に、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額を、違約金として徴収するものとする。

(損害賠償)

第15条 発注者の責めに帰すべき事由により物件に損害を与えた場合には、受注者は発注者に対し、その賠償を請求することができるものとする。また、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、発注者は受注者に対し、その賠償を請求できるものとする。この場合において、損害賠償の額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

2 第13条の動産総合保険により補填された損害については、受注者は補填された額を超える部分に限り、その賠償を発注者に対して請求することができる。

3 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件に損害が生じた場合（次条第1項及び第16条第1項に規定する場合を除く。）における当該物件の修繕費用は、受注者がこれを負担する。

(物件の全部滅失による賃借料の取扱い)

第15条の2 発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は発注者に対し、当該滅失の日から契約期間の満了の日までの賃借料を請求することができない。

2 発注者の責めに帰すべき事由により物件の全部が滅失したときは、受注者は前項の賃借料を請求する権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを発注者に償還しなければならない。

(物件の一部滅失による賃借料の減額等)

第15条の3 物件の一部が発注者の過失によらないで滅失したときは、発注者は受注者に対して、その滅失した部分の割合に応じて賃借料の減額を請求することができる。

2 前項の場合において、残存する部分のみでは発注者が賃借をした目的を達成することができないときは、発注者はこの契約の解除をすることができる。

(契約の解除)

第16条 前条第2項の場合のほか、発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により、この契約の存続が不可能と認められる場合には、発注者又は受注者はこの契約を解除することができる。

2 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくこの契約の全部または一部の履行を怠ったときには、この契約を解除することができるものとする。この場合に損害が生じたときは、履行を怠った者がその責めを負うものとし、損害の額については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(談合による解除)

第16条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令が、同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

二 受注者に対してなされた独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令が、同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

三 受注者に対してなされた独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。）に対し、受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

- 四 受注者に対してなされた審決に対し、受注者が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- 五 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第 2 項後段の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除等）

第16条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の代表役員等（仙台市市立病院入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日管理者決裁。以下「要綱」という。）別表第 1 号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第 2 条第 5 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 二 受注者（その使用人（要綱別表第 2 号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 三 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 四 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 五 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。
- 3 第 16 条第 2 項後段の規定は、前 2 項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第 7 条第 2 項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（権利の移転）

第17条 受注者は、発注者の承諾を得ずに、この契約上の権利の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（契約期間終了等の処置）

第18条 契約期間が終了し、又はこの契約が解除により終了したときには、発注者は頭書に定める設置場所において物件を受注者に返還するものとし、受注者は直ちに受注者の負担により物件の撤去を行うものとする。ただし滅失した物件についてはこの限りではない。

（契約外の事項）

第19条 この契約に定めのない事項またはこの契約の履行について疑義が生じたときには、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

発注者及び受注者は、この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

【別記1】賃借料及び契約保証金

1. 賃借料

(1) 賃借料

月 額

| | | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

うち消費税及び地方消費税額

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|

(2) 契約期間に端数が生じた場合の取扱い

契約期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合の賃借料については、日割計算とし、次式により出して得た額とする。ただし1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{賃借料}}{\text{当該月の日数}} \times \text{賃借日数}$$

2. 賃借料の支払方法

発注者は受注者に対して、賃借料を毎月ごとに支払うものとする。

3. 賃借料の請求方法

受注者は発注者に対して、使用月の翌月10日までに、前月分の賃借料について請求書により請求を行うものとする。

4. 契約保証金

契約保証金は免除とする。

入札書

件名 仙台市立病院カーテン等賃貸借

入札金額

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

(注：契約希望金額の110分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を
熟覧のうえ、仙台市市立病院契約規程を守り入札しま
す。

令和 年 月 日

(宛て先)

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名

入札者氏名

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕

※ 本人の場合

印

入 札 書

件名 ○○○○○○○○

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | ¥ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注：契約希望金額の110分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を
熟覧のうえ、仙台市市立病院契約規程を守り入札しま
す。

令和○○年○○月○○日

(宛て先)

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名 △△△△株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

〔記載例〕

※ 代理人の場合

印

入 札 書

件名 _____ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

| | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | 拾 | 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
| | | ¥ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(注：契約希望金額の110分の100の金額です。)

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を
熟覧のうえ、仙台市市立病院契約規程を守り入札しま
す。

令和○○年○○月○○日

(宛て先)

仙台市病院事業管理者

会社（商店）名 △△△△株式会社

入札者氏名 ○○ ○○ 印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

委任状

令和 年 月 日

(宛て先)

仙台市病院事業管理者

住 所

委任者

氏 名

印

私は 〃 を代理人と定め、
令和 年 月 日仙台市立病院において行う下記
件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任し
ます。

記

件 名 仙台市立病院カーテン等賃貸借

受任者は次の印鑑を使用します。

使 用 印 鑑



| | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|
| 整理番号 | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(あて先) 仙台市病院事業管理者

申請人住所
商号又は名称
氏 名
電 話 番 号

印

物品等又は特定

役務の名称 (件名) 仙台市立病院カーテン等賃貸借

上記の案件に係る一般競争に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1. 応札物品申請書兼承認書 (別紙様式1)
2. 業務実績証明書 (別紙様式2)

連絡先 担当者氏名
電話番号
E-mail :

注 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時 (登録時) において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請して下さい。